

「民俗芸能の振興」事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、民俗芸能の衰亡を防ぎ地域文化の振興を図るため、民俗芸能保持団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という）、埼玉県文化財保護条例（昭和30年埼玉県条例第46号。以下「条例」という）及び補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「民俗芸能後継者養成事業」とは、県内に所在する民俗芸能の保持団体が行う後継者養成を目的とした技能習得のための活動をいう。

2 この要綱において「補助事業者」とは、民俗芸能の保持団体をいう。

3 この要綱において「保持団体」とは、芸能の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該芸能を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となり民俗芸能伝承活動を行う団体をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助の対象となる事業、経費、及び補助額は、次に掲げるとおりとする。

| 補助対象事業 | 補助対象経費 | 補助額 |
|-------------|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 民俗芸能後継者養成事業 | 報償費 需用費 役務費 使用料及び賃借料 備品購入費 | 国・県指定無形民俗文化財のうち民俗芸能の後継者養成にかかるもの 総事業費の2分の1以内 ただし、20万円以内において、知事の定める額とする。 |

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書（以下「申請書」という）の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の申請書の提出期限は、会計年度ごとに定め、その提出部数は1部とする。

3 第1項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付するものとする。

- (1) 収支予算書
- (2) 事業の内容を示す設計書
- (3) 事業計画表
- (4) 保持団体会員名簿
- (5) 文化財の現状を示す写真

(6) その他参考となる書類

4 規則第4条第2項に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式等)

第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第6条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第7条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、その提出部数は1部とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付するものとする。

(1) 経費収支清算書

(2) 実施設計書

(3) 事業の経過又は成果を証する書類及び写真

(4) その他

(実績報告書の提出時期)

第8条 前条の実績報告書の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して10日を経過をした日、又は補助事業が完了した日の属する県の会計年度が終了する日のいずれか早い日までとする。

(種類の整備等)

第9条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出等についての証拠書類を整備しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(書類の経由)

第10条 規則及びこの要綱に基づき知事に提出する書類は、補助事業者が作成し、当該文化財の所在する市町村教育委員会を経由して県教育委員会に提出するものとする。

2 前項の規程に基づき市町村教育委員会は様式第4号の書類を添付しなければならない。

附則

この要綱は、平成7年4月3日から適用する。

附則

この要綱は、令和2年11月30日から適用する。